

瑞岐会老人訪問看護ステーション

重要事項説明書(介護保険用)

指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

○介護保険法令に基づき岐阜県知事から指定を受けています。(2161690017)

<事業者名称>	瑞岐会老人訪問看護ステーション
<所在地>	岐阜県瑞浪市稲津町萩原1番地
<法人種別>	医療法人 瑞岐会
<代表者>	理事長 瀬尾 裕志
<事業所管理者>	三輪田 順子
<電話番号>	0572-67-3751

2 目的と運営方針

(1) 心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。

(2) 実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉・介護サービスとの連携を図りながら訪問看護サービスの提供に努めます。

3 事業所の職員体制

職 種	人 員
管 理 者 看 護 師	1名(常勤)
看 護 職 員 看護師 准看護師	2.5人以上

4 営業日 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日(祝日、年末年始(12/30～1/3)は除きます。)
営 業 時 間	午前9時～午後4時

5 通常の事業の実施地域

瑞浪市、土岐市、多治見市笠原町

6 訪問看護サービスの内容

- ・病状の観察：病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェック、異常の早期発見
- ・在宅療養のお世話：身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導
- ・医師の指示による医療処置：点滴、カテーテル管理（胃ろう、尿留置カテーテルなど）
- ・医療機器の管理：在宅酸素、人工呼吸器などの管理
- ・床ずれ予防・処置：床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て
- ・認知症・精神疾患のケア：利用者と家族の相談、対応方法の助言など
- ・介護予防：健康管理、低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス
- ・ご家族等への介護支援・相談：介護方法の助言、病気や介護の不安の相談
- ・在宅でのリハビリテーション：拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練など
- ・保健福祉サービスなどの活用支援
- ・ターミナルケア：がん末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援

7 利用料

- (1) 利用料及び利用者負担料
別紙(1)
- (2) その他の利用料
別紙(2)

8 緊急時の対応方法

- ・緊急時に訪問できる体制をとっています（緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算）。
- ・療養中に容態の変化などがあった場合は、営業時間外でも電話連絡下さい。
<連絡先>電話：0572-67-3751
- ・連絡相談を担当する職員の勤務体制・勤務状況を明確にしマニュアルに準じ行います。
- ・看護師等以外の職員が連絡及び相談を受けた場合は、速やかに看護師等に連絡する体制を整えています。
- ・連絡を受けた看護師等は当該報告内容を訪問看護記録に記載します。
- ・必要時主治医へ連絡を行い医師の指示に従います。また、ご家族が不在の場合、下記の緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	
緊急時連絡先 ①	氏名	(続柄)
	電話番号	
緊急時連絡先 ②	氏名	(続柄)
	電話番号	

9 事故発生時の対応方法

- ・サービス提供時に万一事故が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ・利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

10 衛生管理

- ・ステーションは看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- ・ステーションは感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し指針の整備、職員への研修及び訓練を行います。

11 虐待防止

- ・ステーションは虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止委員会を設置し、指針の整備、職員への研修の実施を行います。
- <虐待防止担当者> 管理者：三輪田順子

12 業務継続計画

- ・ステーションは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。
- ・ステーションは職員に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を実施し、必要に応じて業務継続計画を見直します。

13 苦情のご相談

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- | | | | |
|-------------------|--------|----|----------------|
| ① 瑞岐会老人訪問看護ステーション | | | |
| 管理者 | 三輪田 順子 | 電話 | (0572) 67-3751 |
| ② 医療法人 瑞岐会 | | | |
| 在宅支援部長 | 鈴木 晃市 | 電話 | (0572) 67-3748 |

ご利用時間 平日 午前9時 ～午後5時まで

<その他窓口>

- | | | | |
|-----------------------|----------------|-----------------------------|--------------------------------|
| ①瑞浪市役所高齢福祉課 | 瑞浪市上平町1-1 | 電話 | (0572) 68-2116 |
| ②土岐市役所高齢介護課 | 土岐市土岐津町土岐口2101 | 電話 | (0572) 54-1314 |
| ③多治見市役所高齢福祉課高齢者支援グループ | 多治見市音羽町1-233 | 電話 | (0572) 23-5821 |
| ④岐阜県国民健康保険財団連合会 | 岐阜市下奈良2-2-1 | 岐阜県福祉・農業会館内岐阜県国民健康保険団体連合会4階 | 介護・障害課苦情相談係 電話 (058) -275-9826 |

14 個人情報の保護

- ・ステーションは利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ・ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとします。
- ・職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。

15 ご利用にあたってのお願い

- ・保険証や医療受給証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- ・やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。（キャンセル料は不要です）
- ・当事業所において、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

<説明確認欄>

令和 年 月 日

当事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

医療法人 瑞岐会 老人訪問看護ステーション

瑞浪市稲津町萩原1番地

説明者氏名

印

サービス契約の締結にあたり、私は、本書面に基ついで事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者住所

利用者氏名

印

代理者住所

代理者続柄

代理者氏名

印